

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3061号)

令和6年4月18日

横情審答申第3061号

令和6年4月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和4年1月26日南生支第2766号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・決定調書（変更）（令和3年8月6日決裁 1枚）（令和3年8月16日決裁 1枚）（令和3年8月17日決裁 3枚）（令和3年9月7日決裁 2枚）（令和3年9月30日決裁 4枚）」の個人情報一部開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・決定調書（変更）（令和3年8月6日決裁 1枚）（令和3年8月16日決裁 1枚）（令和3年8月17日決裁 3枚）（令和3年9月7日決裁 2枚）（令和3年9月30日決裁 4枚）」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、項目名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、格付結果を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「南区生活支援課が保有する当方の生活保護に係る令和3年8月5日以降の全ての書類」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年12月3日付で行った、「・決定調書（変更）（令和3年8月6日決裁 1枚）（令和3年8月16日決裁 1枚）（令和3年8月17日決裁 3枚）（令和3年9月7日決裁 2枚）（令和3年9月30日決裁 4枚）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、保護決定調書の格付欄の全てについては、福祉保健センターが生活保護に係る事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健センターの職員の被保護者に関する評価、判定等を記録したものである。これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人と担当ケースワーカーその他の福祉保健センターの職員との認識と異なっていた場合、審査請求人との信頼関係を損ない、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のよ

うに要約される。

非開示理由は容認できず、審査請求人には本件保有個人情報の全部を知る権利があるため、本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長（横浜市南区の区域内にあっては、南区福祉保健センター長。以下同じ。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづらられている。ケース記録は、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録から構成されている。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、令和3年8月5日以降に起案した保護決定調書である。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、保護決定調書の格付欄の全て（以下「本件非開示部分」という。）を本号柱書に該当するとして、非開示としたと主

張している。

そこで、実施機関に確認したところ、本件非開示部分は、いずれも世帯の実情に応じた要保護者の世帯への訪問頻度に係る格付の項目名及び格付結果を記録したものであるとの説明があった。

ウ 実施機関は、本件非開示部分のうち、項目名を非開示にしているが、当審査会で確認したところ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）によれば、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこととなっており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）には、訪問調査について、生活状況の把握等の訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成することを許容することが記載されていた。

「格付」という項目名は、横浜市における当該訪問基準の名称に過ぎず、開示したとしても生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ 一方、本件非開示部分のうち、格付結果は、当審査会において見分したところ、ケース記録の情報を基に福祉保健センター長が審査請求人の世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯に必要な訪問頻度を設定するために格付けを行った結果を記録したものであることが認められた。

格付結果は、審査請求人の認識にかかわらず記録された審査請求人の評価・判定に関する情報であり、審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、担当ケースワーカー等福祉保健センターの職員に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示部分のうち、格付結果は、本号柱書に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、項目名を非開示とした決定は妥当ではなく開示

すべきであるが、格付結果を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 1 月 26 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 2 月 15 日 (第300回第三部会)	・審議
令和 6 年 3 月 21 日 (第301回第三部会)	・審議